

～家畜を飼っている皆様へ～ 定期報告の提出をお願いします。

家畜を飼育されている方は、毎年、農場ごとに2月1日現在の使用している家畜の頭羽数および家畜の飼養衛生管理状況に関し、県へ報告することが家畜伝染病予防法により義務付けられています。

定期報告書および添付書類を作成の上、提出期限4月15日までに報告をお願いします。

皆様方には、日頃より飼養衛生管理基準に基づく衛生的な飼養を心がけていただきますようお願いします。

- 1) 下記の動物(家畜)を飼っている方は、定期報告書の提出が義務です。
1頭(羽)から報告が必要です。

【家きん】

鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥、だちょう

【その他 家畜】

牛、水牛、馬、鹿、羊、山羊、豚、いのしし

2) 報告内容

2月1日時点の飼養している家畜の種類及び頭羽数

3) 提出期限

【家きん】

6月15日

【その他 家畜】

4月15日

4) 提出先

中央家畜保健衛生所



守って頂きたい飼養衛生管理基準のポイント

1. 最新情報の確認

農林水産省・県・家畜保健衛生所等のホームページなどを通じて、家畜伝染病の発生状況や予防対策などに関する情報を積極的に把握しましょう。

2. 衛生管理区域の設定と消毒の徹底

畜舎敷地(衛生管理区域)とそれ以外の敷地の境界がわかるようにし、出入りする車両、人及び物品は、必ず消毒しましょう。

畜舎への出入りする際には、靴の消毒と手指の洗浄又は消毒をしましょう。

特に家きんの場合は、野鳥の侵入を防ぐため防鳥ネットなどを適切に張り、餌や飲み水に野鳥の糞尿が混入しないようにしましょう。

3. 家畜の健康観察と早期通報

毎日、家畜の健康観察を行い、異常が確認されたら直ちに家畜保健衛生所に通報しましょう。衛生管理区域へ立ち入った人や車両、導入した家畜の記録を取っておきましょう。

4. 海外渡航について

鳥インフルエンザ及び口蹄疫発生国の家畜飼養農家等関連施設への訪問は控えて下さい。

中央家畜保健衛生所:南城市大里字平良2505番地